



島根県報

平成24年7月13日（金）

号外 第 107 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

農業振興地域の指定

（農 業 経 営 課） 2

農業振興地域の指定の一部改正（3件）

（ ” ） 2

告 示**島根県告示第429号**

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により、農業振興地域を次のとおり指定する。

平成24年 7 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

地 域 名	地 域 の 範 囲
邑南地域 (邑南町)	邑南町のうち次の図面の赤色で着色した部分（(ア)平成24年島根県告示第33号により定められた江の川下流森林計画区（以下「江の川下流森林計画区」という。）の林班番号第35～第37、第46～第49、第55、第56、第60～第66、第69、第72～第76、第82～第84、第96～第98、第101～第103、第108、第109、第201～第210、第215～第218、第220～第230、第260～第262、第265、第274～第276、第280～第291、第294～第300、第305～第318、第322～第326、第330、第334、第335、第339～第344、第352～第354、第356～第361、第366～第373、第375～第385、第387～第401、第404～第408、第413～第420、第422～第429、第432～第441、第505～第508、第510、第512～第515、第529～第531、第535、第536、第538～第547、第549～第552、第558～第582、第585～第593、第608～第610、第614、第615、第617～第621、第627、第629～第630、第632～第641、第643、第645、第647～第651のうち旧石見町の昭和45年3月31日現在、旧瑞穂町の昭和45年11月17日現在、旧羽須美村の昭和46年9月28日現在における保安林、(イ)江の川下流森林計画区の林班番号第46～第49の保安林で囲まれた区域、(ウ)江の川下流森林計画区の林班番号第547、第574、第575及び市町界を囲んだ区域、(エ)江の川下流森林計画区の林班番号第585、第587及び市町界を囲んだ区域、(オ)江の川下流森林計画区の林班番号第540の社団法人島根県林業公社この契約地、(カ)昭和62年島根県告示第473号で羽須美村及び石見町のうち、別添図面の赤色斜線部分を農業振興地域の縮小を行うとされた地域、(キ)上亀谷、下亀谷のゴルフ場用地、(ク)道小国有林（第304林班）、(ケ)栃谷国有林（第302、第303林班）、(コ)立岩国有林（第1216、第1217林班）、(カ)畑ヶ迫国有林（第1220林班）、(シ)冠山国有林のうち昭和43年島根県告示第677号により定められた邑智地域森林計画区の林班番号第9～第11、第16、第17の保安林）を除く区域

(注) 「次の図面」は、省略し、島根県庁、西部農林振興センター及び邑南町役場に備えて縦覧に供する。

島根県告示第430号

農業振興地域の指定（昭和45年島根県告示第293号）の一部を次のように改正する。

平成24年 7 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

6 石見地域の項を次のように改める。

6 削除

島根県告示第431号

農業振興地域の指定（昭和45年島根県告示第892号）の一部を次のように改正する。

平成24年 7 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

5 瑞穂地域の項を次のように改める。

5 削除

島根県告示第432号

農業振興地域の指定（昭和46年島根県告示第859号）の一部を次のように改正する。

平成24年 7 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

9 羽須美地域の項を次のように改める。

9 削除